

平成24年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第212回定例会 10月30日開会

10月30日閉会

第 2 1 2 回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日 (火曜日)

第212回仙南地域広域行政事務組合議会定例会 平成24年10月30日(火)

出席議員(16名)

1番 保科 惣一郎 君	2番 佐藤 英雄 君
3番 佐藤 正友 君	5番 佐藤 長成 君
6番 馬場 勝彦 君	7番 村上 満 君
8番 管原 研治 君	9番 佐藤 巖 君
10番 庄司 充 君	11番 斎藤 万之丞 君
12番 吉野 敏明 君	13番 我妻 弘国 君
14番 大坂 三男 君	16番 大宮 博吉 君
17番 海川 正則 君	18番 佐藤 吉市 君

欠席議員(2名)

4番 谷津 睦夫 君	15番 大浪 俊憲 君
------------	-------------

説明のため出席した者

理事 長 風間 康 静 君	理事長職務代理者 滝口 茂 君
理事 大友 喜助 君	理事 村上 英人 君
理事 梅津 輝雄 君	理事 伊勢 敏 君
理事 佐藤 英雄 君	理事 小山 修作 君
理事 保科 郷雄 君	助役 岩間 利裕 君
教育 長 佐藤 隆夫 君	監査 委員 佐藤 長壽郎 君
会計 管理者 倉繁 敏行 君	総務 課 長 佐藤 克也 君
企画 財政 課 長 阿部 和之 君	滞納 整理 課 長 小形 治 君
介護 保険 課 長 佐藤 直之 君	業務 課 長 加藤 弘一 君
消防 長 大松 敏二 君	次 長 穴戸 克美 君
管理 課 長 佐藤 義信 君	消防 課 長 高橋 昌利 君
教育 次 長 岡田 定一 君	業務 課 課 長 補 佐 加藤 雅章 君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 正俊 君	書 記 佐藤 貴之 君
---------------	-------------

議事日程

平成24年10月30日（火） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議長の辞職について
- 第 5 一般質問
- 第 6 第22号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 7 第23号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
第24号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 第25号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
第26号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

追加日程

- 第 1 議長の選挙

午前11時21分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

議長の辞職について

議長の選挙

一般質問

第22号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

第23号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第24号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

第25号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

第26号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

午前10時 開会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

開会に先立ちまして、御紹介を申し上げます。

去る9月23日に蔵王町長選挙が行われました。その結果、村上英人さんが当選され、引き続き、当組合理事に御就任されることとなりました。

次に、去る10月14日に大河原町長選挙が行われました。その結果、伊勢敏さんが当選され、10月28日付けで当組合理事に御就任されました。

この際、両理事に御登壇の上、御挨拶をいただきたいと思います。初めに、村上理事、御挨拶をお願いします。

〔理事 村上英人君 登壇〕

○理事（村上英人君） 皆さん、おはようございます。

蔵王町の町長に、三度させていただきました村上でございます。皆様から温かな御支援があったからこそ、この壇上に上がったところであります。心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

色々と仙南広域の問題もたくさんあります。議会の皆様方としっかりですね、仙南広域を守っていきますことをお約束申し上げながら、一言の御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（我妻弘国君） 続いて、伊勢理事、御挨拶をお願いします。

〔理事 伊勢敏君 登壇〕

○理事（伊勢敏君） おはようございます。

御紹介いただきました大河原町長に選出されました伊勢敏と申します。仙南地域広域行政のスムーズな運営と発展のために、微力ではありますが、全力で頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆様にも、ぜひ、御協力賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（我妻弘国君） これより、第212回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めています。

本日の会議に、4番谷津睦夫君、15番大浪俊憲君から欠席の届けがあります。

ただ今の出席議員は16名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、11番斎藤万之丞君、1番保科惣一郎君の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（我妻弘国君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成23年度の教育に関する事務の点検・評価の結果報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続きまして、理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長（風間康静君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第212回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多忙中のところ御出席をいただき、提出案件の御審議を煩わすことができますことを、厚くお礼を申し上げます。

さて、行政報告といたしまして、初めに組合ホームページの完全リニューアルについてであります。既に御覧いただいた議員さんもおられると思いますが、10月1日より新ホームページの運用を行っております。従来のホームページにはなかった障害者対応のための文字拡大機能を追加したほか、新たにごみ、救急等、生活の場面による窓口を設ける等、より見やすく、より使いやすいホームページとなっております。また、リニューアルにあたり、議会・監査のページを新設し、組合議会の紹介をするとともに、議会会議録等も掲載しておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

次に、（仮称）仙南クリーンセンター整備に係る事業者選定委員会についてであります。この委員会については、去る7月24日の第211回議会定例会の行政報告にて概要を申し上げますが、PFI法に定める手続きに基づき、施設整備、運営、また仙南最終処分場の延命化事業に係る事業者の選定を行うため、①実施方針の策定及び特定事業の選定に関する事項、②民間事業者の募集要項に関する事項、③落札者決定基準に関する

る事項、④応募書類の審査及び評価に関する事項、⑤委員会としての優秀な事業者の選定に関する事項等の諸点について協議していただくことを目的として、廃棄物処理技術、環境汚染防止、PFI手法、法務、企業経営の各分野から識見を有する5名に委員を委嘱しております。

本委員会は、去る9月5日に第1回目の会議を開催し、委員長に特定非営利活動法人とうほくPPP・PFI協会●●●●●●●氏が選出され、副委員長には公益社団法人全国都市清掃会議●●●●●●●●●●氏が指名されたところであります。また、当日の委員会では、建設予定地と仙南最終処分場の現状確認を行い、（仮称）仙南クリーンセンター整備事業の実施方針について協議検討が行われ、この実施方針については去る10月4日開催の定例理事会において決定し、PFI法に基づき、同月15日に組合ホームページ等において公表したところであります。今後は、参加を検討している事業者から質問等をいただきながら、公平性、透明性、客観性等を確保していただけるものと期待をしております。なお、本委員会は、計7回程度開催し、平成25年8月頃までに本事業の事業者を選定していただき、その後理事会において決定していきたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、家庭ごみ有料化についてであります。7月1日から仙南地域においてスタートした家庭ごみの有料化以来、間もなく4ヶ月を迎えます。この有料化によるごみ減量の効果について、衛生センターに搬入されるごみ量を前年同期と比較いたしますと、9月末現在までの3ヶ月間で約14.5%の減少がみられ、着実に成果が上がっている状況であります。組合といたしましては引き続き、構成市町と連携を取りながら一層のごみ減量化、資源化を推進してまいりたいと考えております。

次に、消防庁舎建設事業についてであります。大河原消防署川崎出張所については、去る8月28日に入札を行い、建築工事については柴田土建株式会社、電気設備工事については株式会社新日電業商会、機械設備工事については株式会社エコー設備工業とそれぞれ契約を締結いたしました。庁舎の概要であります。新庁舎建設にあたりましては国の森林・林業・木材産業づくり交付金を活用し、事務所については木造平屋建て、車庫については鉄骨造りで、延べ393㎡であり、平成25年3月の工期内完成に向け鋭意取り組んでまいります。

次に、一般財団法人日本視聴覚教育協会主催による平成24年度全国自作視聴覚教材コンクールにおいて、蔵王町教育委員会が制作した紙しばい「蔵王町ふるさとのむかしばなし」が最優秀賞である文部科学大臣賞の栄冠に輝きました。関係の皆様にご心からの喜びを申し上げますとともに、組合教育委員会といたしましても引き続き、地域の素材を活かした自作視聴覚教材の制作に係る指導、助言に取り組んでまいります。

最後に、前年度で繰越明許費の設定をお認めいただきました各事業の進捗状況について申し上げます。特別会計である仙南芸術文化センターの施設災害復旧工事及びあぶく

ま斎苑の搬入路法面復旧工事については、建設資材や技術者、作業員の手配に困難を極め、長らく利用者の方々に御不便をお掛けしましたが、それぞれ7月20日及び9月26日に竣工検査を終えました。また、消防救急無線設備及び消防救急無線施設の災害復旧工事については、去る7月24日の第211回議会定例会において御報告しておりますが、その後の状況について申し上げます。まず消防救急無線設備についてであります。各基地局及び各署所に整備する無線機器及び各消防車両に搭載する車載無線機や携帯無線機については、去る9月14日に工場検査を実施したところ進捗率は90%以上となっており、引き続き、メーカーの工場において鋭意製造中であります。また、消防救急無線施設については、5ヵ所に設置する基地局の無線塔の基礎工事及び本体工事並びに無線塔に併設する局舎建設が全て完了し、去る10月26日に竣工検査を終えたところであります。今後も引き続き、安全管理に万全を期しながら工期内のシステム完成に向け、最善を期してまいります。

以上、御報告申し上げます。

日程第4 議長の辞職について

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議長の辞職についてであります。

本日、ただ今をもって、議長の職を辞任したいと思います。

本件は、地方自治法第117条の規定により、私の一身上に関することです。副議長と交代します。

〔議長、副議長交代〕

〔13番 我妻弘国君 退場〕

○副議長（佐藤正友君） ただ今、議長我妻弘国君から口頭により、本日、ただ今をもって、議長の職を辞任したいとのことであります。

お諮りいたします。

我妻弘国君の議長辞職の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤正友君） 異議なしと認めます。よって、我妻弘国君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩し、議員全員協議会を開きます。各議員は、議員控室にお集まり願います。

午後10時15分 休憩

午後10時22分 再開

○副議長（佐藤正友君） 再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長が欠けましたので、地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤正友君） 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長の選挙

○副議長（佐藤正友君） 追加日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤正友君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、いかがいたしましょうか。

○7番（村上満君） 議長。

○副議長（佐藤正友君） 7番、村上満君。

○7番（村上満君） 動議を提出いたします。指名の方法につきましては、私に指名推選権を与えていただき、私から御指名申し上げることをお願い申し上げます。

○副議長（佐藤正友君） ただ今、7番村上満君から指名推選権について動議が提出されました。

この動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤正友君） 御異議なしと認め、指名推選権の動議は決定いたしました。

それでは、7番村上満君、議長の指名をお願いいたします。

○7番（村上満君） それでは、指名推選権を与えていただきましたので御指名を申し上げます。議長に、17番海川正則君を推選いたします。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（佐藤正友君） ただ今、7番村上満君から議長に17番海川正則君との指名がありました。

お諮りいたします。

ただ今、指名されました17番海川正則君を議長の当選人と定めることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（佐藤正友君） 起立全員であります。

よって、17番海川正則君が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選された17番海川正則君がおられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長選挙の当選人である旨、告知いたします。

海川正則君、登壇の上、議長就任の挨拶をお願いいたします。

〔議長 海川正則君 登壇〕

○議長（海川正則君） 一言、就任の御挨拶を述べさせていただきます。

ただ今は、議長の選挙にあたり、議員各位の深い御理解のもと御推選を賜り、議長に就任をさせていただくことになりました海川正則でございます。

申し上げるまでもなく、東日本大震災に伴うインフラの復旧復興をはじめ、福島第一原発発電所事故による農作物への被害や放射線の除染作業等、未だに自治体を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。このような状況の中で、当広域行政においても（仮称）仙南クリーンセンター建設事業等、重要な各種事務事業が山積しております。

この大変な時期に突然、議長に就任ということでその任務の重大さを痛感するものがあります。前我妻議長の議会運営を模範とし、また各議員から御協力、御指導をいただきながら時代の流れに沿った議会運営に心掛けて、2市7町の住民の方々のために住みよい地域づくりに精一杯頑張ってまいりますので、よろしくお願い申し上げ、一言の御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○副議長（佐藤正友君） これまでの議事進行に対し御協力を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

ここで、議長交代の間、10分間休憩いたします。

午後10時28分 休憩

〔7番 村上満君 退場〕

午後10時35分 再開

〔副議長、議長交代〕

○議長（海川正則君） 再開いたします。引き続き、会議を開きます。

日程第5 一般質問

○議長（海川正則君） 日程第5、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は、1名であります。

通告に従い、発言を許します。18番佐藤吉市君の登壇、発言を許します。18番佐藤吉市君。

〔18番 佐藤吉市君 登壇〕

○18番（佐藤吉市君） 先に通告しておりました農作物等への有害鳥獣被害対策を組合で

推進すべきと考えるが、ということで一般質問いたします。

農家は、イノシシやサル等の有害鳥獣による被害で、長年大変苦勞しているのは周知のとおりであります。農作物等の被害は、年を重ねるたびに深刻さが増し、広域化しているのも間違いがないようです。

このような状況を踏まえ、県では大河原地方振興事務所農業振興部が事務局となり、平成23年7月6日施行で大河原地域農作物等鳥獣被害対策連絡会議が設置されました。内容は、鳥獣被害に関する情報交換及び情報の共有、被害対策の検討、研修等の目的ですが、その後、今年度になって会議が開催されたとは聞いておりません。

現在の対策は、各市町村が単独で駆除を含めた対策で対処しているのが実態であり、その方法はまちまちであります。特にイノシシ、サルに対しては広域化し、町、市境での追い払いのいざこざもあると聞いております。また今年に入っては、クマが市街地に出没されており、農作物の被害だけでなく住民にも危険が迫ってきております。

このような状況下にあって、3.11による放射能事故の汚染により食肉として流通ができず、イノシシにおいては捕獲意欲が低下し被害が拡大しているようであります。

そこで、次の3点について質問いたします。

1つ、組合が有害鳥獣被害対策を県と市町のパイプ役として推進すべきと思いますが、理事会ではどのように考えておられるか。

2つ、放射能汚染により食肉として流通できないことに対して、捕獲意欲が低下しております。その対策、処分等について、どのようにお考えになられていますか。

3つ目、組合が中心になって、市町の垣根を越えた駆除隊の連絡網をとる必要があると思いますが、どのように考えておられますか。

以上、3点について、理事会の見解を聞きたいと思います。終わります。

○議長（海川正則君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） 佐藤吉市議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

当組合が県と市町のパイプ役になり有害鳥獣被害対策を推進すべきと思うがどうか等、3点の御質問でありますが一括して答弁をさせていただきます。

近年、イノシシ、サル、カモシカ、ハクビシン等、野生鳥獣により農作物被害が深刻化しており、特に、人里近くの場合には人的被害の発生が懸念される状況であることは佐藤議員が御指摘のとおりであり、組合理事である我々市町長も深く認識をしておるところであります。

しかしながら、これまでの一般質問の答弁でも申し上げてまいりましたように、当組合は、地方自治法の規定により複数の地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として、構成市町議会の議決を経て、県知事の許可のもと設置した組織であります。佐藤議員御質問の有害鳥獣対策につきましては、組合に負託された共同処理事

務には含まれておりません。

新たな共同処理事務の提案については、まず、第一義的には、議会を含めた各々の市町での判断が必要であります。それを踏まえて、その代表者たる長が2市7町の市町長協議等を経て、それぞれの市町議会の御理解も得ながら同一步調を取って取組んで行くことを確認していく必要があります。従って、理事会として答弁できかねますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

○議長（海川正則君） 再質問はありませんか。18番。

○18番（佐藤吉市君） 再質をいっぱい考えてきて、答弁いただきましたが、一刀両断された気持ちでありますけども、その後段の考え方をぜひ早く進めていただくことを望みたいと思います。

一つだけ最後に申し上げます。全国のヒト、人間の出生率は非常に低下しておりますが、この自然界の鳥獣達の出生率というのは上昇しております。それを踏まえて、皆さんと一緒に、今後、考えていただくことを希望し、終わります。

○議長（海川正則君） 以上で、18番佐藤吉市君の一般質問は終わりました。

これをもって、今定例会における一般質問を終結いたします。

日程第6 第22号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（海川正則君） 日程第6、第22号議案仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長

○理事長（風間康静君） 第22号議案仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

近年、温室効果ガス排出抑制の取組みにより普及が進展しております電気自動車用の急速充電設備については、現在、当圏域では柴田町内に1ヵ所設置されておりますが、今後、ますます設置拡大が予想されるところであります。

今般、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、電気自動車用の急速充電設備に係る位置、構造及び管理の基準を定める改正を行うものであります。

詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。高橋消防課長。

○消防課長（高橋昌利君） 理事長の命により御説明を申し上げます。

初めに、改正に至った経緯でございますが、電気自動車用の急速充電設備につきましては、従来まで火災予防条例で定める対象火気設備の一つである変電設備に該当するも

のとし、その設備の特性を踏まえた上で、一定の条件を満たした場合には変電設備に係る基準の適用を一部除外する等の運用を行ってまいりました。その一方で、近年、普及が進んでいる電気自動車のインフラ整備のため、電気自動車用の急速充電設備の設置が進められておりまして、今後、更なる普及が見込まれることから全国的に統一した基準が総務省令により定められましたので、今回の改正に至ったものであります。

それでは、参考資料の1ページから3ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず第11条におきましては、新たに第11条の2が追加されたことに伴う文言の整理を行うものであります。続きまして、第11条の2におきましては急速充電設備を追加し、全出力が20kWを超え50kW以下の設備に対して規制を行うものであります。また、急速充電設備の位置、構造及び管理について、第1号から第14号において定めるものであります。第1号から3号までについては急速充電設備の構造及び設置基準について、第4号から第12号までは安全装置関係の基準について、第13号及び第14号につきましては維持管理の基準について、それぞれ定めるものであります。第2項におきましては、本条で規定するもののほか、第11条の一部を準用するものであります。第12条におきましては、急速充電設備が第11条の2に追加されたことによる文言の整理を行うものであります。

なお改正後の条例の施行日につきましては、平成24年12月1日からいたそうとするものであります。また経過措置といたしまして施行日前においては、現に設置されているもの、工事が進んでいるものについては、この規定は適用しないとするものであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第22号議案仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第23号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第24号議案 平成23年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳出決算の認定について

○議長（海川正則君） 日程第7、第23号議案平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第24号議案平成23年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） 第23号議案平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第24号議案平成23年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案は、会計管理者より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 倉繁会計管理者、登壇願います。

○会計管理者（倉繁敏行君） 命によりまして、平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計並びに特別会計決算につきまして、一括して説明をさせていただきます。

決算書によりまして、説明させていただきます。決算書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

最初に一般会計の歳入でございますが、1款の分担金及び負担金、収入済額が42億3,865万120円でございます。

2款の使用料及び手数料、収入済額が1億8,873万5,050円、予算現額と収入済額との比較では1,539万50円の増となりました。これは、白石、あぶくま、柴田斎苑の使用料が圏域外16件で29万5,000円の増と、行政財産使用料では各施設に設置している自動販売機の売上料で26万1,000円の増及び仙南リサイクルセンター、角田、大河原衛生センターのごみ処理手数料が1,114トン、1,294万2,000円の増及び消防手数料で地下タンクの変更許可申請の増等により189万3,000円の増となったものであります。

次に、3款の国庫支出金、収入済額が2,590万9,750円で7億999万9,250円の減となりました。これは、東日本大震災に伴う災害復旧事業の消防救急無線施設等設置工事及びあぶくま斎苑搬入路法面復旧工事について、震災の影響で資材の調達が困難なため年度内完成が不可能となり、翌年度に繰越したものでございます。

次に、4款の県支出金、消防応援活動費交付金等で659万3,613円の収入でございます。

次に、5款財産収入では、収入済額が1億968万5,324円で699万6,324円の増となりました。これは仙南リサイクルセンターや大河原衛生センターの鉄類及びアルミの資源回収物が計画より66トン、403万9,000円の増とペットボトル有償入札抛出金で239万6,000円の増によるものであります。

次に、6款繰入金では、予算通りで3,264万3,420円の収入であります。

次に、7款の繰越金につきましては、予算通りで7,327万5,436円の収入であります。

次に、8款諸収入では、収入済額が1億6,336万2,047円で406万3,047円の増となっております。これは、東日本大震災の被害を受けた亙理名取共立衛生処理組合の可燃ごみ処理費用負担金で計画より増となったものであります。

次に、9 款の組合債でございますが、収入済額が 1 億4,620 万円で1,450 万円の減となったもので、これは災害復旧事業のうち、あぶくま斎苑搬入路法面復旧工事について資材調達等が困難なため翌年度に繰越したことにより減となっております。

歳入合計としましては、収入済額49億8,505万4,760円で6億9,803万9,140円の減となりました。主なものは、国庫補助金分であります。

次に、4 ページ、5 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、1 款の議会費では、支出済額1,791万6,351円で執行率は97.8%でございます。

次に、2 款の総務費では、支出済額 2 億162万7,061円で執行率は98.7%でございます。

次に、3 款の民生費では、支出済額7,031万7,292円で執行率は98.2%でございます。

次に、4 款衛生費ですが、支出済額15億5,788万2,078円、99%の執行率となりました。不用額の主な要因としましては、仙南リサイクルセンターの委託料で可燃残渣物や廃プラスチックの運搬、処理量が計画より少ないため597万2,000円の残、各ごみ処理施設の工事請負費の発注残が167万9,000円、柴田衛生センターでは、需用費でし尿の性状変化によりまして薬品使用量が計画より少ない等で387万4,000円の残、角田衛生センターでは、時間外手当の残が103万円です。工事等の監督業務について、休日勤務が計画より少なかったこと等によるものでございます。

次に、5 款の消防費では、支出済額20億2,329万4,443円で、宮城県に委託している消防救急デジタル無線電波伝搬調査・基本設計業務委託料540万5,580円を翌年度に繰越すこととなり、不用額は1,546万9,527円、執行率は99%です。不用額の主な要因としましては、常備消防費で消防ポンプ自動車等の特殊車両25台と高規格救急自動車等26台分の修繕料や山林火災等の大規模災害が発生しなかったため時間外及び休日手当の支出がなかったことによりまして968万ほどの残、消防施設費では宮城県に委託している消防救急デジタル関係業務の内容見直しによる減や防火被服等の備品購入の発注で530万ほどの残となったものであります。

次に、6 款の教育費でございますが、支出済額 1 億5,396万7,770円で執行率は99.5%でございます。

次に、7 款の公債費ですが、支出済額 4 億6,923万4,678円で執行率は100%でございます。

次に、9 款の災害復旧費では、支出済額3,007万3,081円でございます。翌年度繰越額10億6,193万8,500円、執行率は2.8%であります。繰越しの理由としましては、資材調達が困難なため年度内完成が不可能となったことによるものであります。

歳出合計としましては、支出済額45億2,431万2,754円で翌年度繰越額10億6,734万4,080円となり、不用額9,143万7,066円で執行率は79.6%でございます。

主な不用額につきましては予備費が59.4%で、残りが衛生費及び消防費であります。

次に、実質収支に関する調書でございます。82ページをお開きいただきたいと思います。

歳入総額で49億8,505万5,000円、歳出総額45億2,431万3,000円、歳入歳出差引額4億6,074万2,000円、翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費繰越額が3億4,284万4,000円で実質収支額1億1,789万8,000円となりました。地方自治法第233条の2の規定によりまして基金繰入額を6,200万円とするものであります。

続きまして特別会計でございますが、84ページ、85ページをお願いいたします。

歳入でございますが、歳入合計では、収入済額1億4,764万6,159円で126万2,841円の減となりました。このうち、7款の国庫支出金では、収入済額300万9,000円で211万6,000円の減ですが、東日本大震災に伴う災害復旧事業の施設災害復旧工事について、資材調達が困難なため翌年度に繰越したことによる減でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款の仙南芸術文化センター費では、支出済額1億3,477万8,486円で執行率は97.5%です。不用額346万4,514円の主な要因としましては、負担金、補助及び交付金で252万6,000円の残ですが、これは実行委員会の負担金のうち鑑賞事業において、東日本大震災によりまして他の会館が閉館したため当施設への来場者が増加しチケット収入が増えたことで負担金に残額を生じたことに伴いまして、委託料及び工事請負費の発注残とあわせまして、残となったものでございます。

次に、3款の災害復旧費でございますが、支出済額466万1,344円で執行率は47%でございます。翌年度繰越額は525万円でございますが、これは入札不調により仕様内容を見直し、補正後に再度入札したことによります発注時期の遅れと、資材調達が困難なため年度内完成が不可能となり繰越したものであります。

歳出合計は、支出済額1億3,943万9,830円で翌年度繰越額525万円、不用額421万9,170円で執行率は93.6%でございます。

不用額の主なものは予備費が17.8%で、残りが仙南芸術文化センター費であります。

次に、実質収支に関する調書でございますが、104ページをお開きいただきたいと思います。

歳入総額1億4,764万6,000円、歳出総額1億3,944万円、歳入歳出差引額820万6,000円、翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費繰越額が315万6,000円で実質収支額505万円となりました。地方自治法第233条の2の規定により基金繰入額を260万円とするものであります。

以上で、23年度仙南地域広域行政事務組合決算一般会計並びに特別会計の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（海川正則君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、監査委員から審査に関する意見の開陳を求めます。佐藤代表監査委員、登壇

願います。

○代表監査委員（佐藤長壽郎君） それでは決算審査に対する意見を申し上げます。

地方自治法の規定により審査いたしました当組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計についてであります。数字的な詳細につきましては、ただ今、会計管理者から説明ありましたので省略させていただきます。

審査の対象についてであります。平成23年度一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、関係書類の提示を求め審査いたしました。

審査の結果、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、関係法令等に準拠しており、関係帳簿及び書類と符合した結果、計数は誤りのないものと認めました。また各基金の運用状況につきましても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認めましたので、報告いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（海川正則君） 監査委員の審査に関する意見の開陳は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第23号議案平成23年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第23号議案は原案のとおり認定されました。

○議長（海川正則君） これより、第24号議案平成23年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第24号議案は原案のとおり認定されました。

日程第8 第25号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）

第26号議案 平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

- 議長（海川正則君） 日程第8、第25号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）及び第26号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

- 理事長（風間康静君） 第25号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）及び第26号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに一般会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,897万8,000円を追加し、予算の総額を47億1,616万1,000円にいたそうとするものであります。

歳入では平成23年度決算残余金の繰越し、歳出では総務費にトイレ改修工事等112万2,000円の追加、衛生費で備品購入費25万8,000円を追加するほか、工事請負費の入札残484万8,000円の減額、消防費では委託料で24万9,000円の追加、教育費では基金積立金50万7,000円を追加し、歳入歳出の調整を図るため予備費に4,169万円を追加いたすものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,223万9,000円を追加し、予算の総額を1億3,870万1,000円にいたそうとするものであります。

歳出から申し上げますと、産休職員の代替の臨時職員賃金等88万1,000円及び文化庁からの助成金が入金されるまでの期間、事業資金を実行委員会に貸付ける貸付金1,100万円を追加、歳入では平成23年度決算残余金の繰越金115万円のほか、実行委員会への貸付金の返済金等1,108万9,000円を諸収入に見込み、歳入歳出の調整を図るため予備費に35万8,000円を追加いたすものであります。

補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（海川正則君） 続いて詳細説明を求めます。阿部企画財政課長。

- 企画財政課長（阿部和之君） それでは、理事長の命によりまして詳細説明を申し上げます。

10月の補正予算書により説明させていただきます。最初に一般会計の歳入予算の補正ですが、補正予算書の5ページ、6ページお開きいただきたいと思います。

6款繰越金に前年度繰越金といたしまして3,897万8,000円を追加するものです。歳入予算の補正は、これのみでございます。

続きまして歳出予算の補正ですけども、次のページ、7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項 2 目の財政管理費に87万円を追加いたしております。これは13節委託料に、この総合庁舎に係るごみ収集運搬委託料といたしまして5万8,000円を追加いたしております。本年7月からの家庭ごみ有料化スタート以降、職員によりましてごみの搬出を行ってございましたけれども、職員2名体制で週3日行っていたことに鑑みまして、収集業務を委託するものでございます。続きまして15節工事請負費に81万2,000円を追加いたしております。小荷物昇降機改修工事の発注残を減額するほか、トイレ改修工事といたしまして、総合庁舎3階のトイレの洋式化に係る工事請負費を計上いたしております。和式タイプの大便器1台を洋式化するとともに、手すりを設置するものでございます。続きまして4目企画費で、25節積立金といたしまして25万2,000円を追加しております。これは毎年、ふるさと市町村圏基金の利子を財源といたしましてエリアマガジン、組合の広報紙を発行しておりますけれども、前年度の広報紙印刷に係る不用額をふるさと市町村圏基金に積立てを行うための補正となっております。

続きまして次のページ、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

4 款衛生費、1 項 1 目の保健衛生総務費に25万8,000円を追加いたしております。これは柴田斎苑に係る待合室用の暖房機3台の購入経費を追加するものでございます。続きまして、2 項 2 目のじん芥処理費ですけれども484万8,000円の減額補正となっております。これは工事請負費に係るものです。工事請負費全体では減額となっておりますけれども、こちら説明の2行目、ガス冷却室耐火物補修工事と下から5行目の不燃物搬出機スクリーュー羽根交換工事が追加補正となっております。これらの追加補正の財源捻出のため、その他の工事請負費の発注残を減額した結果、全体で484万8,000円の減額となったものでございます。今回追加補正しましたガス冷却室耐火物補修工事ですけれども、これは角田衛生センターに係るもので、ガス冷却室内の耐火物が剥離しまして、崩れ落ちて危険な状態となっていること、また、不燃物搬出機のスクリーュー羽根交換工事は大河原衛生センターに係るものですが、スクリーューの羽根が摩耗いたしまして不燃物の搬出が悪くなりまして運転に支障を来していることから工事請負費として追加するものでございます。

次のページ、11ページ、12ページをお願いしたいと思います。

5 款消防費、1 項 1 目の常備消防費に総務費と同様に消防署、出張所に係るごみ収集運搬委託料24万9,000円を追加いたしております。

6 款教育費、3 項 1 目の圏域活性化事業費では50万7,000円を追加いたしております。これは前年度のA Z 9 ジュニア・アクトーズ事業に係る不用額をふるさと市町村圏基金に積立てを行うものでございます。

続きまして次のページになりますが、8 款予備費といたしまして歳入歳出予算調整のため4,169万円を追加いたしております。

以上が一般会計補正予算（第2号）です。

次に特別会計の補正予算ですけども、理事長の提案理由のとおりですので、詳細説明のほうは省略させていただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第25号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（海川正則君） これより第26号議案平成24年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議が全部終了いたしました。

閉会の前に理事長より挨拶したい旨、申し出がありますので、これを許します。風間理事長。

○理事長（風間康静君） 議長のお許しをいただきまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、組合議会定例会におきましては議長選挙が行われ、滞りなく議会構成を終えられましたことは、誠に御同慶にたえない次第でありますとともに、新たに御就任されました海川正則議長には、心からお祝い申し上げます。

議員各位御承知のように、組合は各市町の議会の議決を経て、その事務の一部を共同処理するために設置された事務の共同処理機構であり、その枠内における課題解決に向け鋭意取り組んでいるところであります。（仮称）仙南クリーンセンターの建設、消防救急無線のデジタル化の推進、老朽化した斎苑の整備等、留まることを許されない状況の中、住民生活の安全安心を最優先に、今後とも広域行政の重要性に鑑み、より一層の御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

本日は、大変御苦勞様でした。

○議長（海川正則君） これをもちまして、第212回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

御苦勞様でございました。

午前11時21分 閉会